

主な論点についての現行ガイドラインでの記載状況

論点 1 災害時のペットの救護や飼養についても「自助」が基本であることを示す。

※現行ガイドラインでは「自助」という言葉は使用されていない。関連する項目は以下。

総説 3・1 ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発 (p.2)

避難が必要な災害が発生し、飼い主がペットと同行避難することを原則とした場合、個々の飼い主がまず果たすべき責任は、平常時から、災害に備えたペット用の備蓄品の確保、避難ルートの確認等の準備をしておくことはもちろんのこと、ペットが社会の一員としての適性をもつべきであることを認識し、同行避難するために必要なしつけや健康管理を行うことである。

また、避難所では、ペットの世話やフードの確保、飼育場所の管理は原則、飼い主の責任のもとで行うことになる。大勢の人が共同生活を送る避難所や仮設住宅（復興住宅等を含む。以下、「仮設住宅」とする。）においてペットに関するトラブルが生じないように、ペットを連れていない避難者への配慮やペット自身のストレスの軽減など、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められる。

以上のように、災害時には、平常時以上に飼い主に多くの責任が求められることから、自治体等は、飼い主が平常時から備えるべき対策について、飼い主を含めた住民への必要な情報の提供と意識の啓発を行う必要がある。

本編 1・1 (2) 災害避難時における飼育管理 (p.7)

災害が起こった時に飼い主はペットと同行避難することが基本であるため、平常時からそれに備えるべき対策についての意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努めなければならない。

様々な人が共同生活を送る避難所においてペットを飼育する場合は、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等への特別の配慮が求められる。避難所におけるペットの存在が、人々にとってストレスやトラブルの原因となるかどうかは、飼い主自身の意識と、平常時からの備えに左右される。また、通常的环境とは大きく異なる避難生活はペットにとっても大きなストレスとなる可能性があるが、ペットの避難に必要な用具等を準備してお

くことや、普段からしつけや健康管理をしておくことで、そのストレスを軽減させることも可能である。

直接ではないが、以下の内容が「自助」に該当する

本編 2・1 ペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発 (p.23)

- (1) 普段の暮らしの中での防災対策
- (2) ペットのしつけと健康管理
- (3) ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
- (4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- (5) 避難所や避難ルートの確認等
- (6) 災害時の心がまえ

論点2 災害時に行政機関が行うペットの対策は、人間（被災者）の救護の観点から行っていることを明確にする。

総説3・2（2） 自治体等による動物救護活動の必要性（p.4）

災害時には、何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である。また、被災動物を放浪状態のまま放置することで、野犬化した犬が住民への危害をもたらす恐れがある。さらに、不妊去勢処置がなされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物へ影響を与える恐れもある。こうした事後対応の負担を軽減するためにも、ペットとの同行避難を進めることは、必要である。

一方で、飼い主とペットが安全に避難するためには、まず飼い主自身の安全を確保することが大前提となる。東日本大震災においては、いったん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、平日の昼間であったことから、飼い主が自宅にいなかったケースもあった。このように、災害が起こった時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにやむを得ずペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、また不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースもあることを想定する必要がある。

こうした状況を踏まえ、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等による支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、被災者が安心・安全に避難するためにも重要である。その際、特に大規模災害発生時には、行政のみでは迅速な対応が困難な場合もあることから、地方獣医師会、動物愛護推進員、ボランティア団体等との連携も併せて検討しておくことが必要である。

論点3 現状のガイドラインは被災地の自治体や獣医師会等が中心となって対策を担うことを想定しているが、自治体の境界を超えた広域的な支援体制の整備と受援の準備の必要性を示す。

本編1・2自治体の役割 (p.9)

自治体は、災害発生時に、飼い主による同行避難や適正な飼育管理が行われるよう、平常時から飼い主に対する啓発等の対策を講じることが望ましい。また、動物の保護や救護活動が必要になる場合に備え、各行政機関及び関係団体が連携・協働した救護活動が行えるように、地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結や、現地動物救護本部等の設置に向けた連携、災害発生直後における行政による動物保護活動の開始が困難な場合の初動体制についても検討しておくことが望ましい。さらに自治体間で協力して広域的に対応する体制の整備についても検討する。また、平成25年9月1日に施行される改正動物愛護管理法において、動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難、保護等に関する協力が追加されたこと等を踏まえ、動物愛護推進員等との災害時の協力体制を検討する。

災害が発生した際、自治体は関係機関と連携して、同行避難の推進、避難所における必要な飼育支援、放浪動物や負傷動物等の救護活動を行うなど、様々な役割を担う。自治体によるこれらの活動は動物愛護の観点のみならず、被災した飼い主への支援という観点からも重要である。

都道府県等は、各自治体が策定した災害に関する計画や、次に掲げる項目などを参考に必要な対策を検討しておくことが望ましい。

市区町村は、各自治体が策定した災害に関する計画や、都道府県等や現地動物救護本部等の要請に応じ、次の事項を検討する。

※ 論点11 → 論点3と同じ

論点4 同行避難についての考え方の再整理を提示。

- ① 飼い主自身の身の安全確保が前提であること。
- ② 地域や災害の態様によっては、在宅避難などもありえること。
- ③ 避難所等でのペットとの同居は意味しないこと。

総説 本ガイドラインにおける用語解説 (p.5)

○同行避難

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。

本編1・1 飼い主の役割 (p.7)

(1) 同行避難

過去の災害において、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護することは多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷したり衰弱・死亡するおそれもある。また、不妊去勢処置がなされていない場合、繁殖により増加することで、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。このような事態を防ぐために、災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置である。

本編2・1 (6) ペットとの同行避難 (p.34)

▲ペットとの同行避難

避難をする際には、飼い主はペットと一緒に避難する同行避難が原則となる。発災時に外出しているなどペットと離れた場所にいた場合は、自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示等を考えて、飼い主自身によりペットを避難させることが可能かどうかの判断が必要となる。

万が一、ペットとはぐれた場合には、ペットについての情報や避難時のペットの状況について、自治体の動物担当部署、警察等に届ける。

また、やむを得ずペットと一緒に避難できず、自宅等に置いてきた場合には、自治体の動物担当部署に相談する。

論点5 避難所等でペットを適切に飼養する（他の避難者にも受け入れられるようにする）ためには、日頃からの準備が極めて重要であることを改めて明確にする。

- ① 餌、用品等の備蓄と携行
- ② 動物のしつけや社会化
- ③ 動物の健康・衛生状態の確保（のみダニ駆除、予防接種、トリミング等）

総説3・1 ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発（p.2）

避難が必要な災害が発生し、飼い主がペットと同行避難することを原則とした場合、個々の飼い主がまず果たすべき責任は、平常時から、災害に備えたペット用の備蓄品の確保、避難ルートの確認等の準備をしておくことはもちろんのこと、ペットが社会の一員としての適性をもつべきであることを認識し、同行避難するために必要なしつけや健康管理を行うことである。

また、避難所では、ペットの世話やフードの確保、飼育場所の管理は原則、飼い主の責任のもとで行うことになる。大勢の人が共同生活を送る避難所や仮設住宅（復興住宅等を含む。以下、「仮設住宅」とする。）においてペットに関するトラブルが生じないように、ペットを連れていない避難者への配慮やペット自身のストレスの軽減など、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められる。

以上のように、災害時には、平常時以上に飼い主に多くの責任が求められることから、自治体等は、飼い主が平常時から備えるべき対策について、飼い主を含めた住民への必要な情報の提供と意識の啓発を行う必要がある。

本編2・1 ペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発（p.23）

- (1) 普段の暮らしの中での防災対策
- (2) ペットのしつけと健康管理
- (3) ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
- (4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- (5) 避難所や避難ルートの確認等
- (6) 災害時の心がまえ

※（1）～（6）全般

論点 6 避難所毎にペットの同居、住み分けなどのルールをあらかじめ避難所の管理者が定めておくことを示す。(ただし、感染症対策等の観点から、スペースに余裕がない避難所等では別居が基本となる。)

※自治体単位で、一切、受け入れないではなく、受け入れられない避難所がある場合、代替となる施設の確保について自治体は考えておくこと。

本編 2・2 (1) 避難所におけるペットの同行避難者の受け入れ (p.39)

避難所の設置者や管理者は、飼い主がペットを連れて避難してくることを想定した対策を取っておくことが必要である。そのため、避難所を選定する際に、ペットの飼育場所や飼育管理のルールについても検討しておく、避難所においてペットに起因した避難者の苦情やトラブルを回避できる。

避難所は、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人など様々な人が共同生活を送っている場所であるため、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等への配慮が必要である。

これまでの災害時対応では、ペットの飼育場所を別に確保して、人が生活する場所と分ける方法や、ペット飼育者とペット非飼育者の生活場所を分ける方法が採られているが、避難所の形態や地域における人とペットとの関わり方等を考慮して、地域に合った方法を検討する必要がある。

本編 2・2 (2) 仮設住宅におけるペットとの同居 (p.42)

東日本大震災では、多くの自治体において仮設住宅でのペットの飼育を可とする方針が示されたものの、実際にペットとの同居に結びつかなかった事例も多数みられた。その理由として、「他の入居者や仮設住宅の自治会での承認が得られなかった。」「仮設住宅での飼育ルールとして挙げられた室内飼いの規則にそぐわない犬(大型犬、室内に慣れていない犬等)を飼育していた。」等があげられることから、地域の飼育状況に応じた仮設住宅でのペット受け入れ方針を検討する必要がある。

これまでの災害時対応では、室内飼いをペット同居の条件とした例や、ペット飼育者専用の仮設住宅を設置した例、仮設住宅の近隣にペット飼育施設を設置した例があった。

鳴き声や糞尿等、仮設住宅において想定されるトラブルと地域の状況を考慮して、仮設住宅でのペットの飼育ルールを検討する必要がある。

本編 3・2 (1) 避難所におけるペット同行避難者の受け入れ

▲避難所におけるペットの飼育方法の決定 (p.60)

避難所の管理者等や現地動物救護本部等は、避難所の形態、ペット同行避難者及びペットの数、季節・気候等を考慮して、避難所（避難所敷地内）におけるペットの飼育スペースや飼育方法を決定する。

飼育スペースの決定に当たっては、ペットを飼育していない避難者との動線が交わらないよう配慮することで、ペットに関する苦情やトラブルを軽減することが可能となる。また、犬は集団になると連鎖して吠える習性を持つが、その状況下に限らず、犬と猫等の動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させてしまう原因となるため、可能な限り、犬と猫等の動物は区分して飼育できることが望ましい。

本編 3・2（2） 仮設住宅におけるペットとの同居

▲仮設住宅におけるペットの飼育方法の決定（p.69）

仮設住宅の設置・管理者と現地動物救護本部等は、仮設住宅の状況（形態・立地場所・地域数）、ペット同行避難者及びペットの種類・数・飼育形態等地域の状況を考慮して、仮設住宅におけるペットの飼育方法を決定する。

※ 論点 8 → 論点 6 と同じ

論点7 同行避難後に、ペットの飼養場所や預け先にどのような選択肢がありえるのかを示す。また、飼い主も万一の際の預け先をあらかじめ見つけておく責務があることを示す。

本編2・1 (5) 避難所や避難ルートの確認等 (p.32)

飼い主は、避難指示等が出た場合に備え、住んでいる地域の防災計画や自治体の広報誌、ウェブサイト等で災害時の避難所の所在地や避難ルートを確認しておく。

また、避難所にペットを連れて行く際の注意事項も、あらかじめ管轄の自治体に確認しておく。

実際に家族でペットを連れて避難所へ行く訓練を行い、所要時間や危険な場所等をチェックしておくことで、より安全に避難することができる。

また、地域で災害対策の会合や避難訓練を行うときなどに、ペットを連れて避難する方法を地域住民で話し合っておくことが望ましい。

さらに、普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、コミュニケーションや飼育マナーに気を配るとともに、万が一のときお互いに助け合えるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておくことも必要である。

避難所への避難以外にも、親戚や友人など、ペットの一時預け先も探しておくことが望ましい。

本編2・3 (1) 動物救護体制の整備に係る検討

▲動物病院への協力要請 (p.49)

負傷動物等の応急治療、一時預かりまたは動物病院を介した譲渡活動等のため、近接する地方獣医師会に対して協力を要請するなどを検討する。

動物病院への一時預かりの協力要請は、地方獣医師会と災害時協定を交わす際に、検討しておくといよい。

また、施設の設定状況により必要な治療が行えなかったり、収容動物が重症の場合等は、近隣の動物病院へ搬送できるように、連携体制を検討しておく必要がある。

本編3・3 (3) 飼い主からの依頼に基づく一時預かり (p.81)

自治体や現地動物救護本部等は、やむを得ずペットを飼育することができない飼い主から依頼があった場合、期間を定めて一時預かりを行う。一時預かり先は、動物救護施設での受け入れや、動物病院、動物愛護団体や個人ボランティア宅での預かり等、状況に応じた一時預かり体制を確保する。

ペットを受け入れる際には個体識別措置を施し、識別マニュアルなどにより確実な個体管理を行う必要がある。また、飼い主から預かる場合には預かり期間、連絡先等を文書により明確にしておく。その際、ペットにとっては、飼い主と離れた慣れない場所での長期

の生活は多大なストレスとなることを理解してもらい、できる限り早期に引き取るよう飼い主に説明する。

飼い主とは、こまめに連絡を取り、返還に向けた受け入れ準備状況や意思確認を行う（一時預かりに関連する様式は、資料 7 ～9 を参照）。

論点 9 避難者が入院等を要する場合など緊急にペットの一時預かりを実施する体制整備が必要になることを示す。

本編 2・3 (1) 動物救護体制の整備に係る検討

▲動物病院への協力要請 (p.49)

負傷動物等の応急治療、一時預かりまたは動物病院を介した譲渡活動等のため、近接する地方獣医師会に対して協力を要請するなどを検討する。

動物病院への一時預かりの協力要請は、地方獣医師会と災害時協定を交わす際に、検討しておくとうい。

また、施設の設定状況により必要な治療が行えなかつたり、収容動物が重症の場合等は、近隣の動物病院へ搬送できるように、連携体制を検討しておく必要がある。

本編 3・3 (3) 飼い主からの依頼に基づく一時預かり (p.81)

自治体や現地動物救護本部等は、やむを得ずペットを飼育することができない飼い主から依頼があった場合、期間を定めて一時預かりを行う。一時預かり先は、動物救護施設での受け入れや、動物病院、動物愛護団体や個人ボランティア宅での預かり等、状況に応じた一時預かり体制を確保する。

ペットを受け入れる際には個体識別措置を施し、識別マニュアルなどにより確実な個体管理を行う必要がある。また、飼い主から預かる場合には預かり期間、連絡先等を文書により明確にしておく。その際、ペットにとっては、飼い主と離れた慣れない場所での長期の生活は多大なストレスとなることを理解してもらい、できる限り早期に引き取るよう飼い主に説明する。

飼い主とは、こまめに連絡を取り、返還に向けた受け入れ準備状況や意思確認を行う(一時預かりに関連する様式は、資料 7～9 を参照)。

論点 10 人畜共通感染症の予防について普段からの備えや災害時の対応が必要であることを示す。

本編 2・1 ペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発

(2) ペットのしつけと健康管理 (p.25)

飼い主が、いざペットを連れて避難しようとしても、ペットも突然の災害にパニックになり、いつもと違う行動を取る可能性がある。こうした状況で、人とペットが安全に避難するためには、普段からキャリーバック等に入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、「待て」、「おいで」等のしつけを行っておく必要がある。

避難所におけるペットの飼育においては、ケージやキャリーバックに慣らしておくこと、人や動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、決められた場所で排泄ができて、他人への迷惑を防止するとともに、ペット自身のストレスも軽減することができる。

また、避難所や動物救護施設においては、ペットの免疫力が低下したり、他の動物との接触が多くなるため、普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除を行い、ペットの健康、衛生状態を確保する。

さらに、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておく。不妊・去勢手術により、性的ストレスの軽減、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果もある。

本編 3・1 (2) 現地動物救護本部等の設置及び初動対応

▲避難所への獣医師、ボランティア等の派遣協力要請 (p.58)

自治体や現地動物救護本部等は、被災動物の治療が必要な場合、地方獣医師会に獣医師の派遣を、避難所の数や被災動物が多い場合には構成団体等にボランティアの派遣を協力要請する。

協力要請に当たっては、あらかじめ被災地周辺の安全確認、人員体制、活動内容、持参物資リスト等を把握した上で行う。

論点 1 2 現地動物救護本部等が迅速に活動開始できるよう、発災時の本部の自動立ち上げについてあらかじめ関係機関・団体で決めていくことを推奨する。

本編 1・5 現地動物救護本部等の役割 (p.19)

災害発生時、自治体・地方獣医師会等は現地動物救護本部等の設置の必要性の有無を判断し、本部を設置した場合は、動物救護活動を行うため、構成団体・機関と調整を行い、次の各項目に係る活動を行う。

本編 2・3 (1) 動物救護体制の整備に係る検討

現地動物救護本部等の組織体制 (p.45)

現地動物救護本部等は、災害発生時に、自治体、地方獣医師会、民間団体、企業等が連携して動物救護活動を実施することを目的として設置される。

現地動物救護本部等の設置にあたっては、地域防災計画で各構成団体の役割を明記し、あらかじめ災害時協定を結んでいる場合が多い。実際に災害が起こると、自治体は被災者の対応に人員を割かれ、初動対応が遅れる可能性もあるが、こうした事前の取り決めにより役割分担を明確にしておくことで、適切な動物救護活動を行うことが可能になる。

また、組織体制については、行政主体で取り組むケースや、民間団体が中心となり行政が側面で支えるケースなど、地域の実情に応じて動物救護体制を構築することが望ましい（災害時協定に関する様式は、資料 1 を参照）。

本編 3・1 (2) 現地動物救護本部等の設置及び初動対応 (p.55)

災害が発生した際には、災害の規模や被災状況等を勘案して、自治体・地方獣医師会等が現地動物救護本部等設置の可否を判断する。現地動物救護本部等の構成団体（自治体、地方獣医師会、民間団体、企業等）は、連携して動物救護活動を実施する。

▲現地動物救護本部等の設置

現地動物救護本部等を設置した場合、自治体または現地動物救護本部長は、速やかに構成団体に通知し、初動要員の確保などを要請する。各構成団体は、各団体と連携し、あらかじめ決めておいた各団体の役割に沿って動物救護活動に当たる（現地動物救護本部等設置要綱に関連する様式は、資料 2 を参照）。

論点 1 3 ペット災害対策推進協会の役割を示す

総説 本ガイドラインにおける用語解説 (p.5)

○緊急災害時動物救援本部

天災・人災など不測の緊急災害において、被災した動物の救護及び円滑な救護の確保を目的として平成 8 年に設置された。(公財) 日本動物愛護協会、(公社) 日本動物福祉協会、(公社) 日本愛玩動物協会、(公社) 日本獣医師会の 4 団体から構成され、大規模災害が起こった際などに活動を開始する。主に、現地動物救護本部等や、被災地の自治体等に対し人材、物資、資金の面で後方支援を行う。

本編 1・6 緊急災害時動物救護本部の役割 (p.20)

緊急災害時動物救援本部は、(公財) 日本動物愛護協会、(公社) 日本動物福祉協会、(公社) 日本愛玩動物協会、(公社) 日本獣医師会の 4 団体から構成され、大規模災害が起こった際などに活動を開始する。主に、現地動物救護本部等、被災地の自治体等を人材、物資、資金の面で支援する。

本編 3・1 (2) 現地動物救護本部等の設置及び初動対応

▲緊急災害時動物救援本部への支援要請 (p.57)

自治体や現地動物救護本部等は、緊急災害時動物救援本部への支援要請を行う。支援要請に当たっては、被災動物の種類・数及び被災状況と必要な物資の種類・量等のある程度把握しておくことが望ましい。発災後の混乱で情報収集が進んでいない場合は、優先順位の高いものや不足が予想されるものを整理し、緊急災害時動物救援本部に要請するとともに、速やかに、情報収集体制を整える。また、物資支援等の内容について飼い主をはじめとした住民への周知を図る。

論点 1 4 対策費用の財源確保について現地動物救護本部（やペット災害対策推進協会）による募金活動を実施

本編 2・3（1）動物救護体制の整備に係る検討

▲義援金の募集（p.51）

動物救護活動に必要な資金は、主に義援金を活用する機会が多いことから、自治体等は義援金の募集方法等を検討し、寄付者にわかり易い表現で使用目的を明示して募集を行うことが望ましい。

本編 3・1（2）現地動物救護本部等の設置及び初動対応

▲義援金の募集（p.59）

自治体や現地動物救護本部等は、災害の規模、被災状況、動物の被災状況等を考慮して、活動開始後必要に応じて義援金の募集を開始する。集まった義援金は適切に管理し、必要な支援に活用する。義援金の使途は、必ず、ウェブサイト等で公表する。

本編 4・3 資金の確保、義援金の募集・配布（p.105）

迅速かつ円滑な動物救護活動を行うためには、ペットの飼育管理、物品の購入、動物救護施設の運営等の資金が必要となる。

このため、被害の規模や救護活動の状況等を踏まえ、自治体や現地動物救護本部等は義援金募集の窓口と振り込み口座を開設し、義援金の募集を開始する。自治体や現地動物救護本部等のウェブサイトを利用して募集の告知をするとともに、関係団体・企業等のネットワークやマスコミ等の協力を得て、積極的な広報を行う。また、集まった義援金の収支管理を適切に行うとともに、ウェブサイト等で義援金の使途を公表する。

大規模災害発生時には、緊急災害時動物救援本部においても、義援金の募集を開始する場合がある。集まった義援金は、被災地の動物救護活動の支援を目的に、主に被災地の自治体や現地動物救護本部等、地方獣医師会等に配分・供与される。

論点 15 災害時のボランティア活動について、日頃からの民間団体との連携や人材育成を行うとともに、発災時のボランティア活動のコーディネート体制の必要性を示す

本編 2・3 (1) 動物救護体制の整備に係る検討

▲ボランティアの活用 (p.50)

動物救護活動を円滑に行うためには、現地動物救護本部等を始め関係機関・団体の協力以外にボランティアの応援が必要となる。そのため、現地動物救護本部等は、自治体または自らが行う救護活動の内容を十分に把握し、ボランティアへの協力依頼方法や活用方法をあらかじめ検討しておく。

本編 3・1 (2) 現地動物救護本部等の設置及び初動対応

▲避難所への獣医師、ボランティア等の派遣協力要請 (p.58)

自治体や現地動物救護本部等は、被災動物の治療が必要な場合、地方獣医師会に獣医師の派遣を、避難所の数や被災動物が多い場合には構成団体等にボランティアの派遣を協力要請する。

協力要請に当たっては、あらかじめ被災地周辺の安全確認、人員体制、活動内容、持参物資リスト等を把握した上で行う。

▲ボランティアの募集

自治体や現地動物救護本部等は、独自にボランティア登録制度を設けている場合、登録リストを基に登録者に協力要請を行う。

ボランティアを募集する場合は、協力が必要な活動内容、必要な人材とその人数、活動場所・期間等を整理し、募集を開始する。

動物愛護団体等の民間団体が動物救護活動を行う場合も、可能な限り、自治体や現地動物救護本部等が募集するボランティアに登録するよう、呼びかける。

本編 4・1 人材の確保、ボランティア（個人・獣医師・民間団体）との連携 (p.101)

動物救護活動の中心となるのは、自治体や現地動物救護本部等である。これらの関係団体が平常時から連携をとることが、円滑な救護活動の基礎となるが、そのためには、相当数のボランティアも必要となる。

発災後の混乱した時期に、ボランティアの募集、受け入れ、管理を行うことは難しい場合が多いことから、自治体等は、ボランティア登録制度の創設やボランティア講習会を定期的に行う等、人材育成に努める必要がある。

▲動物愛護推進員、地元獣医師、民間団体等との連携

動物愛護推進員、地元獣医師、民間団体等と自治体等は、平常時の動物愛護管理に関する業務で連携をとったり、連絡体制を築くことで、災害時に人材派遣の協力要請を円滑に行うことができる。

▲動物救護ボランティアの育成、登録

災害時にボランティアを安定的に確保することは困難な場合が多いことから、自治体等は平常時に動物救護ボランティアの講習会を開催し、必要な人材の育成を行う。併せてボランティアをコーディネートする ボランティアリーダーの育成も行う。講習会受講生をボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時に、登録者に協力要請を行うことができる。

▲ボランティア獣医師等の登録、データベースの作成

地方獣医師会は、会員の獣医師に呼びかけ、災害時に協力可能なボランティア獣医師や動物病院を登録し、あらかじめデータベースを作成しておくことで、災害発生時にいち早く近隣の獣医師に協力要請を行うことができる。

▲ボランティアの確保

自治体等は災害の規模や状況によって、以下のボランティアを確保する必要がある。

▲ボランティアの配置・管理

自治体等は、ボランティアリーダー等を活用して、ボランティアの配置及び管理を行う。また、ボランティアの活動に当たって、ボランティア保険の加入等によりボランティアの事故等に備える。

※論点 16 → 特定動物は対象外

※論点 17 多くのペットを飼養する飼い主に対して、同行避難等を想定した
適正飼養の取組（飼育頭数の減少等）を促す

→ 該当記載なし

論点 1 8 正確な情報発信（その前提としての収集体制）の必要性を示す

本編 2・3（1）動物救護体制の整備に係る検討

▲情報収集・広報活動（p.52）

現地動物救護本部等は、当該災害の状況や被災動物の状況について、被災地域の市区町村や災害対策本部等、関係者等から速やかに情報の収集を行うとともに、飼い主等に対して、適宜、情報提供を行う必要があるため、情報の収集、提供方法を検討しておく。

本編 3・1（2）現地動物救護本部等の設置及び初動対応

▲被災状況、避難状況等の情報収集（p.56）

現地動物救護本部等は、被災市区町村や災害対策本部等から被災状況や避難所の設置の有無、数、場所等の設置状況を確認するとともに、各避難所でのペット同行避難者の避難状況等の情報収集を行う。その際、緊急連絡網も活用し、できる限りの情報収集に努めるものとする。

本編 3・2（1）避難所・仮設住宅におけるペットの飼育

▲動物相談窓口の設置及び運営（p.66）

自治体等は、避難所を巡回する以外に、被災動物に関する支援を行う相談窓口を設置する場合は、避難住民が支援を求める場合の連絡先や支援内容を避難所等に掲示する。相談窓口は、避難所内に短期間設置するなどしてもよい。（相談受付に関連する様式は資料 5～6 を参照）。

本編 3・5（1）広報・普及啓発（p.94）

動物救護活動を円滑に実施していく上では、的確な情報の収集や提供により、動物救護活動を飼い主や住民だけでなく、社会全体に周知することが極めて重要である。

自治体や現地動物救護本部等は災害時に情報の混乱が生じないように、広報内容を十分に検討し、関係団体と情報共有を図るとともに、組織的な広報活動を行う。

広報の実施は、情報を一元的に管理し随時広報することが必要であり、これにより動物救護活動への関心及び正確な理解を得られるとともに、被災した飼い主の混乱を防ぎ、避難生活の不安を和らげることになる。

自治体や現地動物救護本部等は、避難した住民に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育の指導、飼い主不明で保護されたペットの情報、自治体や現地動物救護本部等が実施している動物救護活動の情報等について、定期的に広報・普及啓発を行う。

また、ウェブサイト等を活用して、広く国民に対し動物救護活動に係る情報提供を行う。

(1) 避難住民に対する啓発活動

自治体や現地動物救護本部等は、ペットに起因した苦情やトラブルを防止するために、避難所・仮設住宅における飼育ルールや適正飼育に関する啓発活動を行う。方法としては、ウェブサイト等を活用するほか、避難所や仮設住宅では、ウェブサイト等を見ることができない住民がいることを考慮し、回覧板の活用等、紙媒体による広報を行う。

(2) 保護動物に係る情報提供

自治体や現地動物救護本部等が保護・収容した所有者不明の放浪動物等については、その所有者を速やかに見つけるために積極的に情報提供を行う必要がある。

(1) の場合と同様、飼い主は避難所等に避難している場合が多いので紙媒体での情報提供も行う。その際、保護動物の情報は、長期の放浪により飼い主とはぐれた場所から移動している可能性もあるので、情報提供にあたっては、保護した場所だけでなく当該動物の写真や特徴も付けることが望ましい。

(3) 動物救護活動に関する情報提供

動物救護活動に関する情報提供は、窓口を一元化し、混乱の無いように努める。避難住民に対しては、支援を必要としている住民が、どこに支援を求めればよいのかがわかるように、支援情報や連絡先等について広報を行うとともに、県内外に避難している住民に対しても情報が行き渡るように工夫する。

さらに、動物救護活動に関する理解や関心を得、継続的な支援を図るために、動物救護活動に関する情報を、マスコミの協力やウェブサイト等を活用して広く国民に情報提供する。